

令和7年第1回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

○開会期日 令和7年3月19日午前8時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	井 溪 港 斗	2番	栗 田 八 郎
3番	平 田 美 穂	4番	松 井 孝 恵
5番	山 本 哲 也	6番	正 垣 耕 平
7番	家根谷 美智子	8番	中 井 照 恵
9番	吉 本 和 広	10番	谷 端 清
11番	樫 木 正 行	12番	大 石 哲 雄

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事 務 局 長 樫 山 裕 子 主 幹 山 根 愛

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町 長	奥 田 誠	副 町 長	山 本 敏 章
教 育 長	宮 内 一 裕	会 計 管 理 者 (会計課長)	笠 松 昭 宏
総 務 課 長	十 河 貴 子	総務課副課長	目 良 大 敏
振 興 課 長	平 尾 好 孝	振興課副課長	山 根 康 生
税 務 課 長	芝 健 治	税務課副課長	小 倉 一 仁
住 民 課 長	三 浦 誠	住民課副課長	笠 松 由 希
福 祉 課 長	木 村 陽 子	福祉課副課長	平 岩 晃
福祉課副課長	坂 本 真理子	長 寿 課 長	宮 本 真 里
建 設 課 長	谷 本 和 久	建設課副課長	樫 本 貴 寿

上下水道課長	谷 本 誠	上下水道課 副 課 長	陸 平 将 史
教育委員会 事務局 長	瀬 田 和 哉	教育委員会 事務局 副局長	吉 田 忠 弘
教育委員会 事務局 学校 給食センター 所 長	芦 口 正 史		

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 1 2 号 上富田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第 1 3 号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 1 4 号 上富田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 1 5 号 上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 1 6 号 上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 1 7 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 1 8 号 さわやか上富田まちづくり寄付条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 1 9 号 上富田町水源かん養基金条例を廃止する条例
- 日程第 9 議案第 2 0 号 上富田町農業振興地域整備促進協議会条例を廃止する条例
- 日程第 1 0 議案第 2 1 号 上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 1 議案第 2 2 号 上富田町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 2 議案第 2 3 号 上富田町河川環境整備基金条例を廃止する条例
- 日程第 1 3 議案第 2 4 号 上富田町花いっぱい基金条例を廃止する条例
- 日程第 1 4 議案第 2 5 号 上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 5 議案第 2 6 号 上富田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第 1 6	議案第 2 7 号	令和 6 年度上富田町一般会計補正予算（第 7 号）
日程第 1 7	議案第 2 8 号	令和 6 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 5 号）
日程第 1 8	議案第 2 9 号	令和 6 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 3 号）
日程第 1 9	議案第 3 0 号	令和 6 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 4 号）
日程第 2 0	議案第 3 1 号	令和 6 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第 1 号）
日程第 2 1	議案第 3 2 号	令和 7 年度上富田町一般会計予算
日程第 2 2	議案第 3 3 号	令和 7 年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算
日程第 2 3	議案第 3 4 号	令和 7 年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算
日程第 2 4	議案第 3 5 号	令和 7 年度上富田町特別会計介護保険予算
日程第 2 5	議案第 3 6 号	令和 7 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算
日程第 2 6	議案第 3 7 号	令和 7 年度上富田町特別会計奨学事業予算
日程第 2 7	議案第 3 8 号	令和 7 年度上富田町特別会計朝来財産区予算
日程第 2 8	議案第 3 9 号	令和 7 年度上富田町水道事業会計予算
日程第 2 9	議案第 4 0 号	令和 7 年度上富田町下水道事業会計予算
日程第 3 0	議案第 4 1 号	町道路線の変更について
日程第 3 1	議案第 4 2 号	町長等の給与の減額支給に関する条例の一部を改正する条例
日程第 3 2	議案第 4 3 号	上富田町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 3 3	議案第 4 4 号	上富田町朝来財産区管理会委員の選任について
日程第 3 4	発委第 1 号	上富田町議会会議規則の一部を改正する規則
日程第 3 5	発委第 2 号	上富田町議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第 3 6	決議第 1 号	監査請求に関する決議
日程第 3 7	決議第 2 号	事務検査に関する決議
日程第 3 8	議員派遣の件について	
日程第 3 9	委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について	

△開 会 午前 8 時 5 7 分

○議長（松井孝恵）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和 7 年第 1 回上富田町議会定例会第 3 日目を開会いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 8 時 5 7 分

再開 午前 9 時 4 3 分

○議長（松井孝恵）

再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第 1 議案第 12 号～日程第 20 議案第 31 号

○議長（松井孝恵）

日程第 1 議案第 12 号、上富田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例から日程第 20 議案第 31 号、令和 6 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第 1 号）まで、20 件を一括議題といたします。

各議案の賛否の際、原則として起立であります。が、樫木議員より挙手の申出がありますので、これを許可いたします。

△日程第 1 議案第 12 号

○議長（松井孝恵）

日程第 1 議案第 12 号、上富田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第12号、上富田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第2 議案第13号

○議長（松井孝恵）

日程第2 議案第13号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

主な改正の内容の説明のところで、1の配偶者に係る扶養手当を廃止し、その原資を用いて子に係る手当を月額3,000円引き上げる内容は、どのような考えでこうなっているのか。

また、8の給与表の改定で、若年層の改善は進んでいるが、世帯の生計を担う傾向にある中高年齢層が所属する号俸の改定率を低減させているが、どのような考えでこうなっているのかお聞きします。

○議長（松井孝恵）

総務課長、十河貴子君。

○総務課長（十河貴子）

吉本議員のご質疑にお答えいたします。

人事院勧告でお答えをさせていただきたいと思います。

扶養手当の廃止についてですが、令和6年人事院勧告では、配偶者の働き方に中立となるよう、民間企業や公務の配偶者に係る手当の状況について調べておりまして、こちらが減少傾向にあります。このような状況を踏まえ、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当をさらに充実させることが適当であるとしております。

続きまして、2つ目のご質問ですが、8番の国家公務員のところですが、こちらも令和6年の人事院勧告で説明をさせていただきます。

こちらの改定の趣旨では、人材確保の観点等を踏まえ、若年層に重点を置いて基本的な給与を引き上げ、民間給与との比較を行うことにより、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するとしております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

賛成討論か反対討論か言わなあかん。

○議長（松井孝恵）

まず反対討論から。

申し訳ない。まず、反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言をお伺いいたします。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

議案第13号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例に対する賛成討論を行います。

扶養手当については、配偶者に係る扶養手当を廃止し、その原資を用いて子に係る手

当を月額を3,000円引き上げるとしている。民間でも家族手当制度がある企業、全体の74.5%ですが、そのうち半数以上、53.5%の企業が配偶者に家族手当を支給しているにもかかわらず、一昨年9月に全世代型社会保障構築本部で企業の配偶者手当の見直し促進に取り組むとされ、様々な事情で扶養対象となっている配偶者への配慮もなく、政策的に配偶者に係る手当を廃止しようとするものであり、問題であると考え

る。

また、2年連続で全ての号俸の改定をしたものの、物価高騰に伴う実質賃金の低下は全世代にわたるものであり、若年層の給与改善とともに、とりわけ世帯の生計を担う傾向にある中高年層の生活改善が深刻な課題となっている。中高年齢層が在職する号俸の改定率を低減させることは問題である。若年層だけでなく、全世代の生活改善につながる給与水準を確保することが求められます。

しかし、この条例は、全体としては多くの改善が見られることから、議案第13号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例に賛成します。

以上です。

○議長（松井孝恵）

次に、反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第13号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第14号

○議長（松井孝恵）

日程第３ 議案第１４号、上富田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第１４号、上富田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第４ 議案第１５号

○議長（松井孝恵）

日程第４ 議案第１５号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第15号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第16号

○議長（松井孝恵）

日程第5 議案第16号、上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

上富田町立生花共同作業所は、空調施設の改修を行い、払下げをする予定であったが、空調施設の改修を払い下げる事業主が行うことで、町が行わないことで無償での払下げになったという説明がありましたが、空調施設改修費の見積りは幾らであったのか教えてください。

また、払下げ後に事業主が空調施設の改修はしなくてもよいということになるのかも併せてお願いします。

○議長（松井孝恵）

総務課副課長、目良大敏君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えいたします。

上富田町立生花共同作業場の修繕についてですが、議員からは空調とご説明あったのですが、今回の修繕が必要となる部分につきましては、2階部分の床、天井、サッシ、トイレ、エアコン等の修繕が必要であると判断をしております。

少しこの払下げに当たっての協議の経過といいますか、についてご説明をさせていた

できます。

まず、この上富田町立生花共同作業場につきましては、12月9日に事業主の方と協議を実施しております。その場におきましては162万2,000円、こちらの金額につきましては、9月の全員協議会でご報告した金額と同額でございます。こちらの金額で払下げの同意を得たといった経緯がございます。

その後、この2階部分を利用していたスポーツ団体、こちらの方にも利用停止していただきまして、1月末に退出していただいたといった経緯がございます。

このスポーツ団体につきましては、大谷区が管理運営に関わっていた頃から利用されておりまして、現在の事業主が借りられる前から使用されていたということもございましたので、その後の2階部分の修繕に当たっては、再度協議が必要であると判断をいたしました。

こちらの2階部分につきましては、床面積で330.58平方メートル、かなり広い面積でございます。床の修繕が必要というところなんですけれども、床につきましても、全体的にぶよぶよと大分軟らかくなっておりますので、何らかの修繕が必要であると判断をしまして、再度協議するに当たって、この床部分の費用が幾らぐらいになるのか。そういったことをちょっと試算しましたところ、ちょっと簡単に直す形であっても200万を超えてくるであろうといったところがございますので、それをもってどういった形で進めていくのかということ、2月に入ってから事業主の方と協議を実施したところでございます。

その中で、修繕について全てを完全に整備するのか。また、その後の事業主の使い方によって直し方もいろいろあるといったことも踏まえまして協議を実施しました結果、さきに同意を得ておりました162万2,000円、こちらの金額無償に、ゼロ円にするといった形で事業主の方から同意を得て、今回の議案提出に至ったと、そういった経緯でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

ちょっと説明が分かりにくかったところがあるんですけども、要するに、直すか直さないかは、もう事業主の都合、利用の都合によるということですね。

○議長（松井孝恵）

目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

そのとおりでございます。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第16号、上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第17号

○議長（松井孝恵）

日程第6 議案第17号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

1人当たりの納付金が16万232円と毎年上がり続けています。払えなくなる方が増えるとの私の見解ですが、どのようにお考えですか。

○議長（松井孝恵）

答弁願います。答弁してください。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時59分

再開 午前 時 分

○議長（松井孝恵）

再開します。

10時15分まで休憩いたします。

休憩 午前 時 分

再開 午前10時12分

○議長（松井孝恵）

再開いたします。

休憩前に引き続き、吉本君に対する答弁を求めます。

住民課副課長、笠松由希君。

○住民課副課長（笠松由希）

お時間いただきすみません、質疑にお答えいたします。

準則にのっとり取り組んでおりますので、適正な保険料率かと考えております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

払えなくなる人が増えるということを私は思うんですけれども、その辺は、さっきの質問はそういう質問だったんですけれども、どうお考えでしょうか。

○議長（松井孝恵）

笠松君。

○住民課副課長（笠松由希）

その際には、適正なまた納税相談を伺いながらという形で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

9番、吉本和広君。

まず、反対討論の発言を許可いたします。

○9番（吉本和広）

議案第17号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する反対討論をします。

この条例の1人当たりに係る均等割の負担額は、医療分、後期支援金分、介護分を合わせると、昨年より6,400円も増えています。医療保険分は、所得割、平等割、均等割の全てで負担率は増えています。

40歳代夫婦、専業主婦、子供2人の4人世帯では、給与所得が251万円であれば3万7,700円も増え、42万800円。給与所得が443万円であれば5万7,000円も増え、69万9,800円にもなります。

年金生活者では、国民年金のみの年収78万円の低所得の1人世帯でも2,000円増え、2万4,600円にもなります。昨年度に比べ、1人平均6,200円の負担増で、1人当たりの納付金は16万232円にもなる見込みです。

和歌山県国保運営方針には、保健事業に係る費用についての繰入れなどの決算補填等、目的以外のもの、各市町村の政策により積極的に行われるものへの法定外の一般会計からの繰入れは行ってよいとしています。米の値段が2倍近くになるという物価高騰の上に、実質賃金と実質年金が下がっているという大変な状況です。国保加入者の多くが低所得であることを考え、まず1年、緊急的に子育て支援と高齢者の低所得者支援の観点から、一般会計から繰り入れて、18歳までの子供に係る均等割や高齢者の低所得者層の減免に踏み切ることも必要ではないかと考えます。

よって、議案第17号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対します。

以上です。

○議長（松井孝恵）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第 17 号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（松井孝恵）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第 7 議案第 18 号

○議長（松井孝恵）

日程第 7 議案第 18 号、さわやか上富田まちづくり寄付条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はございませんか。

9 番、吉本和広君。

○9 番（吉本和広）

町長の子供を大切にしたいという思いからの提案なので、反対するものではありませんが、少し質疑します。

さわやか上富田まちづくり寄付条例は、第 1 条の目的に「上富田町の恵まれた自然環境を後世に継承していくとともに、後世を受け継ぐ子どもたちの健全な育成と安心安全なまちづくりを進めるにあたり、上富田町への想いをもち、また共感する人々から寄付金を募り、それを財源にその意志を具体化することにより、個性豊かなふるさとづくりと協働のまちづくりに資することを目的とする」とあります。

また、第 2 条に、前条に規定する寄付者の社会的投資を具体化するための事業は、次のとおりとすると、4 項目、自然環境の保全に資する事業、2、子供たちの健全な育成と安心・安全なまちづくりに資する事業、3、文化・芸術及び生涯スポーツの振興に資する事業、4、その他目的達成のために町長が必要と認める事業の 4 つにまとめている

す。

また、第5条は、「町長は、基金の積み立て、管理及び処分その他基金の運用に当っては、寄付者の意向が反映されるよう充分配慮しなければならない」としています。

4つの事業の2の子供たちの健全な育成と安全・安心なまちづくりに資する事業の安心・安全なまちづくりは、条例の目的にもあるように、子供たちだけの安全・安心に限定されたものではないと思います。当然、子供たちの通学の安全や、今回予算にあるような子供医療費の無料化拡大で安全・安心な生活が送れるようになることも含まれます。しかし、子供以外の人の安全・安心なまちづくりのために寄付する方も、この2の事業に寄付されるでしょう。

例えば、高齢者が運転に不安を持ちながら運転して事故が起こらないよう、免許を返納しても、デマンドバスがあることで安心して生活ができる。災害が起こっても、段ボールベッドとマンホールトイレが整備され、安全・安心に暮らせるなど、子供に限定されない事業も含まれると思います。

ふるさとに両親を残した方は、公共交通や災害などのことを思い寄付されると思います。2を2つに分ける。子供たちの健全な育成と、もう一つは安心・安全なまちづくりに分けて、具体化する事業を5項目にすれば、寄付者の意向もはっきりすると思うので、今後検討していただく必要があるとの私の見解ですが、どのようなお考えですか。

○議長（松井孝恵）

振興課長、平尾好孝君。

○振興課長（平尾好孝）

吉本議員の質疑にお答えします。

吉本議員が今説明されました。そういった解釈、もちろんできると思うんですが、振興課、役場としては、ここの第2号の、子供たちの健全な育成、そして子供たちの安心・安全なまちづくりということで、そういうふうに捉えてやっております。

しかしながら、吉本議員もこういうふうに解釈の違いがあるよということで、一般の方もそういった誤って解釈される方もいると思います。そういったことも含めて、これは今後、振興課のほうで協議させていただいて、必要であれば一部条例改正させていただくという方向で協議をさせていただきたいというふうに思います。

それよりももっと大事なのは、今回この子育て夢基金、これをつくったよということをしつかりと町の広報とか、そういったので住民の方に知っていただく。そちらのほうにちょっと力を入れていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第18号、さわやか上富田まちづくり寄付条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第19号

○議長（松井孝恵）

日程第8 議案第19号、上富田町水源かん養基金条例を廃止する条例について質疑を行います。

質疑はございませんか。

6番、正垣耕平君。

○6番（正垣耕平）

上富田町水源かん養基金条例を廃止する条例について、ちょっと確認と治水の観点から質問なんですが、次のページですね、廃止の趣旨の中で説明がありましたように、今後、この森林環境譲与税の活用基金の設置に伴い、この水源かん養基金条例を廃止していくという説明だと思うんですけども、水源涵養って、治水の事業というのは、町域をまたいで広域でやっていた部分もあるのかなと思う中で、今回、上富田町として、この水源かん養基金条例を廃止した場合に、同じような事業が森林環境譲与税活用基金の中でカバーできていかれるものなのかというのをお聞きしたいと思います。

また、事業内容とかもあれば教えていただけたらと思います。

○議長（松井孝恵）

振興課副課長、山根康生君。

○振興課副課長（山根康生）

お答えいたします。

森林環境譲与税の事業等については、現状、この上富田町水源かん養基金条例の事業というのは現在行っておりません。したがって、森林環境譲与税の基金が今ありますので、そちらの事業で網羅できると考えておりますので、今回、この同様の基金を廃止して一本化したいというふうに考えております。

事業等については、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより議案第19号、上富田町水源かん養基金条例を廃止する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第20号

○議長（松井孝恵）

日程第9 議案第20号、上富田町農業振興地域整備促進協議会条例を廃止する条例について質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

担当課でお聞きすると、県のガイドラインに農業振興地域整備促進協議会の図があり、県下でも農業振興地域整備促進協議会が設置されてきたと。全国でも多くの自治体で設置されています。

また、上富田町は、農業振興地域整備計画の策定、変更については、農業振興地域整備促進協議会の前に農協と農業委員会の会長に意見を聞いて協議していると、先日担当課で説明を受けました。農業委員会を開いて意見を聞いているのではなく、会長さんに意見を聞いているとお聞きしましたが、間違いありませんか。

○議長（松井孝恵）

振興課副課長、山根康生君。

○振興課副課長（山根康生）

お答えします。

協議会の前に意見聴取をしているのは、農業委員会の会長が現在代表して、確認後、回答していただいております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

農業振興地域の整備に関する法律施行規則には、農業振興地域整備計画の策定または変更の条例のところですが、第3条の2に「市町村が法第8条第1項の規定により同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くものとする」とあります。また、市町村が行う農業振興地域整備計画の変更についても準用するとなっています。

「農業委員会の意見を聴くものとする」ですので、会長さんの意見を聞くと法律では書かれておりませんので、農業振興地域整備促進協議会が廃止されるのですから、農業振興地域整備計画の策定、変更については、法に基づいて農業委員会を開いて意見を聞かなければならないとの見解ですが、どうお考えですか。

○議長（松井孝恵）

山根君。

○振興課副課長（山根康生）

お答えします。

現在の協議会の委員の中には、農業委員会の代表として会長、会長代理、それから農地班長、3名が委員として入っていただいております。協議会の開催がなくなるとなった際には、農業委員会の中で意見を反映できるよう、総会で各委員に情報共有した上で、農業委員会からの回答するようというふうに考えております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

確認ですけれども、農業委員会の議題に変更するところのことを載せて、きちんと議題として議論していただいて、それを町長に農業委員会として報告していただくということでしょうか。

○議長（松井孝恵）

山根君。

○振興課副課長（山根康生）

お答えします。

そのように考えております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第20号、上富田町農業振興地域整備促進協議会条例を廃止する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１０ 議案第２１号

○議長（松井孝恵）

日程第１０ 議案第２１号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第２１号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１１ 議案第２２号

○議長（松井孝恵）

日程第１１ 議案第２２号、上富田町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第２２号、上富田町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１２ 議案第２３号

○議長（松井孝恵）

日程第１２ 議案第２３号、上富田町河川環境整備基金条例を廃止する条例について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第２３号、上富田町河川環境整備基金条例を廃止する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１３ 議案第２４号

○議長（松井孝恵）

日程第１３ 議案第２４号、上富田町花いっぱい基金条例を廃止する条例について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第２４号、上富田町花いっぱい基金条例を廃止する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１４ 議案第２５号

○議長（松井孝恵）

日程第 1 4 議案第 2 5 号、上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第 2 5 号、上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 1 5 議案第 2 6 号

○議長(松井孝恵)

日程第 1 5 議案第 2 6 号、上富田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第26号、上富田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第16 議案第27号

○議長（松井孝恵）

日程第16 議案第27号、令和6年度上富田町一般会計補正予算（第7号）について質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

163ページの総務管理費のところの負担金、補助及び交付金のところでちょっとお聞きするんですが、上富田町スポーツクラブ育成プロジェクト補助金300万とあるんですが、これは、今年度、これまでに幾らあって、合計幾らになるのかというのと、今回寄付された中に、サッカー場の人工芝を張り替えた企業からの寄付はあるのか。3点目は、どのような事業に対して補助を行うのか。その3点お願いいたします。

○議長（松井孝恵）

振興課長、平尾好孝君。

○振興課長（平尾好孝）

吉本議員の質疑にお答えします。

まず1点目、これまでこの育成プロジェクト補助金はあったのかというのは、1件ありました。50万ありましたので、今回300万補正させてもらっていますので、これで350万ということになります、この補助金につきましては。それが1点目。

2点目、人工芝の張り替えにこれを使ったかという質疑だったと思う。違いましたか。でも、この補助金は、それ以降の補助金以外には使われていません。この補助金の説明

をちょっとさせてもらいます。

(「業者から寄付があったか」の声あり)

○振興課長（平尾好孝）

なるほど、すみません。業者から頂いていません。というのは、例えば、これ企業版ふるさと納税というのは2つ規制がありまして、1つは本店が上富田にあってはならない。それが1点目。2点目は、利益供与になってはならない。この2点がありますので、芝生の業者から寄付を頂いて、それで、そこの業者が芝を張るようなことは、これは絶対ないです。

3点目の話の前に、このスポーツクラブの育成プロジェクトのちょっと中身を、以前も1回説明させていただいているんですけども、また改めて説明をさせていただきたいと思います。

これは9月2日に南紀オレンジサンライズ、それと和歌山ウェイブス、それと上富田町、この3者が一緒になってまちづくりをしていこうと、そういう協定に基づいてできたのがこのプロジェクトです。役場にとってのメリット、両者にとってのメリット、それぞれあるわけなんですけれども、この補助金というのは両者にとってのメリットということで補助を組ませていただいております。

今回のこの300万につきましては、1社が、あえて会社を言うのはちょっとやめておきますが、1社は200万頂いております。1社は100万頂いております。2社で300万ということで補正をさせていただいております。

2社ともオレンジサンライズと和歌山ウェイブス、この活動を支援したい、サポートしたい、活動をサポートすることによって、この上富田町に元気と活力をもたらしてくれたらありがたいということで寄付を頂いておりますので、その活動費の一部に使われるということになります。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

補助金となっておりますので、具体的にどういう事業に対して補助をするのか説明していただけますか。

○議長（松井孝恵）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

平尾です。じゃ、具体的に説明させていただきます。

まず、南紀オレンジサンライズにつきましては、人件費、交通費、備品、そういったものに使わせていただくということになっています。

それと、和歌山ウェイブス、こちらにつきましても、同じく人件費と交通費と備品、そういった一部に使わせていただくということで説明を受けております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

人件費というのは何の人件費なのかということと、人件費ともう一つ、備品についてはどのような備品に補助するのか。もう一個ありました。人件費と交通費というのは、何に対する交通費なのか、ちょっと説明していただけますか。

○議長（松井孝恵）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

人件費、これは両チームとも監督です。監督はボランティアでしていないので、監督の人件費ということになります。コーチもいるんですけれども、そういった方々の人件費。

交通費につきましては、上富田スポーツセンターだけでやるのではなくて、例えば、関西独立リーグであれば関西圏で試合しますので、そういった公式戦の行ったり来たりする、そういった交通費の一部。

備品につきましては、もうそれこそ活動ですので、サッカーボールとか、野球のボールとか、バットとか、ユニホームとか、そういった備品に使われます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございますか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第27号、令和6年度上富田町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第17 議案第28号

○議長（松井孝恵）

日程第17 議案第28号、令和6年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号）について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第28号、令和6年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 1 8 議案第 2 9 号

○議長（松井孝恵）

日程第 1 8 議案第 2 9 号、令和 6 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 3 号）について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第 2 9 号、令和 6 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 3 号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 1 9 議案第 3 0 号

○議長（松井孝恵）

日程第 1 9 議案第 3 0 号、令和 6 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 4 号）について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いをいたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第30号、令和6年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第20 議案第31号

○議長（松井孝恵）

日程第20 議案第31号、令和6年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いをいたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより議案第31号、令和6年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）を

採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 2 1 議案第 3 2 号～日程第 2 9 議案第 4 0 号

○議長（松井孝恵）

これより、日程第 2 1 議案第 3 2 号、令和 7 年度上富田町一般会計予算から日程第 2 9 議案第 4 0 号、令和 7 年度上富田町下水道事業会計予算まで 9 件を一括議題といたします。

当初予算の件につきましては、予算審査特別委員会においてご審議を賜っております。提出のありました委員会審査報告書はお手元に配付しておりますので、事務局長より朗読させます。

議会事務局長、樫山裕子君。

○事務局長（樫山裕子）

朗読いたします。

令和 7 年 3 月 1 9 日、上富田町議会議長松井孝恵様。

予算審査特別委員会委員長井溪港斗。

委員会審査報告書。

令和 7 年第 1 回（3 月）定例会において本委員会に付託された各会計の予算案については、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第 7 7 条の規定により報告します。記。

1、議件。

議案第 3 2 号、令和 7 年度上富田町一般会計予算から議案第 4 0 号、令和 7 年度上富田町下水道事業会計予算までの 9 件。

2、審査結果。

議案第 3 2 号から議案第 4 0 号までを原案可決とする。

3、審査年月日。

令和 7 年 3 月 4 日、令和 7 年 3 月 1 2 日、令和 7 年 3 月 1 3 日。

以上です。

○議長（松井孝恵）

次に、本案に対する委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、1 番、井溪港斗君。

○1 番（井溪港斗）

おはようございます。

ただいま議題となりました議案第32号、令和7年度上富田町一般会計予算から議案第40号、令和7年度上富田町下水道事業会計予算までの9議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

議案第32号から議案第40号までの9議案は、去る3月4日に当予算審査特別委員会に付託され、3月12日、13日の2日間で当局から説明を受け、その後、質疑、討論、採決を行いました。

その結果、付託された9議案のうち、議案第32号から議案第36号までの議案については賛成多数により、また、議案第37号から議案第40号までの議案については全会一致により全て原案のとおり可決すべきものといたしました。

各議案審査の過程においては、前年対比による増減理由、主な事業に関する説明書により、新規事業などの内容及び効果や積算根拠をただし、財政の健全性は確保されているか、行政の効率化・能率化は図られているかなど、質疑、提言は広範にわたりました。

令和7年度一般会計の総額は、過去最高であった令和6年度の78億4,200万円から16.5%、12億9,400万円増の91億3,600万円となっています。

増額の主な要因は、児童手当の大幅拡充などによる扶助費や給与改定に伴う一般職給、会計年度任用職員報酬等の人件費の増額によるもののほか、耐震化のための大谷総合センター大規模修繕、ユニバーサルトイレやエレベーター設置等に係る庁舎改修、はるかぜ保育所の駐車場整備や小学校及び中学校の照明設備の改修、自家発電設備改修、岡ちびっこ公園のトイレ設置、道の駅くちくまの観光案内所設置等の新規事業に係る費用の計上によるものです。また、物価上昇の影響も随所に見られました。

新年度以降も本町にとっては厳しい財政運営となることが予想されます。町当局には、引き続き限られた財源を有効に活用するため優先順位を明確にし、必要な施策に対して適切な予算配分を行われること、また、予算執行後にはその成果や課題について検証し、地域の多様なニーズを把握した上で、次年度以降の改善につなげられることを要望して、委員長報告といたします。

○議長（松井孝恵）

以上をもって委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

△日程第 2 1 議案第 3 2 号

○議長（松井孝恵）

日程第 2 1 議案第 3 2 号、令和 7 年度上富田町一般会計予算について討論を行います。

討論はございませんか。

9 番、吉本和広君。

○9 番（吉本和広）

議案第 3 2 号、令和 7 年度上富田町一般会計予算に対する反対討論を行います。

この予算に賛成するということは、全てに賛成することです。不十分な点があり、賛成することはできません。

庁舎へのエレベーター設置、給食の無償化、18 歳に達する日以降、最初の 3 月 31 日までの子供の医療費の無料化、地球温暖化対策として CO₂ を削減する学校施設の照明の LED 化は評価できます。しかし、商工費のスポーツセンターの予算が広く町外の方への取組となっています。当町において経済波及効果を期待しての地方創生事業ですが、日帰りや町外での宿泊も多く、どれだけ経済波及効果があるか、外部委託ではなく、町自らの調査で立ち止まって検証されているでしょうか。

また、環境に悪影響を与えるスポーツセンター駐車場に敷かれた人工芝の廃棄の予算も計上されていません。町内に目を向けたとき、米の値段が 2 倍になるという物価高騰で町民は大変な状況となっています。子育て世代の国保の均等割負担が大きく、負担の軽減が必要です。高齢者の低所得者へのさらなる軽減も必要です。赤字補填以外の町の政策による国保への法定外繰入れは禁止されていません。軽減のために国保への繰入れが必要ですが、行われていません。

国の調査でも、6 割が月 9 万円以下の収入である精神障害者の方の精神通院医療費の無料化予算も計上されていません。町民、中小零細事業者への町独自の助成も必要だと思います。子供たちの発達を保障するためには、要保護及び準要保護の保護児童・生徒援助費の対象の拡大と援助項目の拡大が必要です。高齢者のための補聴器補助も必要です。防災対策としての段ボールベッド等の購入は僅か 50 台で、保管庫の予算も計上さ

れていません。巨大地震が明日起こってもおかしくない状況です。早急な対応が求められています。

上富田町は、県下でも突出して職員に占める会計年度職員が約45%と高く、正職員が少なく、正職員の負担は大きいと思います。改善は見られますが、2名程度の増員ではまだまだ不十分です。県下の多くの自治体が会計年度の職員の処遇改善を行い、上富田町よりもよい条件となっていますが、この予算には110名もいる会計年度職員の処遇改善がありません。そういったことへの対応が見られないことから、議案第32号、令和7年度上富田町一般会計予算に反対します。

以上です。

○議長（松井孝恵）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

8番、中井照恵君。

○8番（中井照恵）

議案第32号、令和7年度上富田町一般会計予算に対する賛成討論を行います。

まず、今回の予算において、子供の医療費無償化が18歳までの年齢に拡充されることとなりました。子供医療費無償化の拡充は、子育て世代の経済的な負担を軽減し、安心して子供を産んで育てていくことのできる上富田町へとさらに大きく前進していくことが期待されます。

次に、防災対策事業では、住宅耐震改修費補助金2,942万8,000円が組み立てられ、そのうちの耐震改修費の補助が、令和7年度より最大150万円まで引き上げられることは、防災減災の観点からも大いに評価したいところです。

また、新たな河川監視カメラの購入や、災害現場において安全で効率的な調査活動を行うために、測量技術に優れた高性能カメラを搭載したドローンの購入も予定されています。

自主防災組織育成事業補助金としては100万円が計上されており、一度防災の備品を購入してから5年が経過したら、再度活用できるという仕組みに変更されており、使い勝手のいいものになっています。災害対策はどれだけすれば十分なのか、天井が分からないものもありますが、その都度見直しを繰り返しながら整えていくことが重要であると考えます。

さらに、今回の予算の中に、役場庁舎内において、新規にエレベーターや多目的トイレの設置等も予定されており、来庁者の利便性の向上も図られることとなります。今回、当初予算としては、歳入歳出、過去最大の91億3,600万円という大きな予算となっております。子育て支援、大災害への備え、庁舎のバリアフリー対応など、まさに整

えるところを整えるといった住民の皆様の安心・安全を守るための適切な予算が組まれていると考え、議案第32号、令和7年度上富田町一般会計予算に賛成いたします。

○議長（松井孝恵）

次に、反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第32号、令和7年度上富田町一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

この予算は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（松井孝恵）

起立多数であります。

よって、本案は可決いたしました。

△日程第22 議案第33号

○議長（松井孝恵）

日程第22 議案第33号、令和7年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算について討論を行います。

討論はございませんか。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

議案第33号、令和7年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算に対する反対討論を行います。

この条例の1人あたりに係る均等割の負担額は、医療分、後期支援金分、介護分を合わせると昨年より6,400円も増えています。医療保険分は、所得割、平等割、均等割の全てで負担率は増えています。40歳夫婦、専業主婦で、子供2人の4人世帯では、給与所得が251万円であれば3万7,700円も増え、42万800円。給与所得が

443万円であれば5万7,000円も増え、69万8,000円にもなります。

年金生活者では、国民年金のみの年収78万円の低所得の1人世帯でも2,000円増え、2万4,600円にもなります。前年度に比べ、1人平均約6万2,000円の負担増で、1人当たりの納付金は16万232円にもなる見込みです。

和歌山県国保運営方針には、保健事業に係る費用についての繰入れなどの決算補填等、目的以外のもの、各市町村の政策により積極的に行われるものへの法定外の一般会計からの繰入れは行ってよいとしています。米の値段が2倍近くになるという物価高騰の上に、実施賃金と実質年金が下がっているという大変な状況です。国保加入者の多くが低所得であることを考え、まず1年、緊急的に子育て支援と高齢者の低所得者支援の観点から、一般会計から繰り入れて18歳までの子供に係る均等割や高齢者の低所得者の減免に踏み切ることも必要ではないかと考えます。しかし、そのようなことがなされていません。

よって、議案第33号、令和7年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算に反対します。

以上です。

○議長（松井孝恵）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第33号、令和7年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（松井孝恵）

起立多数であります。

よって、本案は可決いたしました。

△日程第 2 3 議案第 3 4 号

○議長（松井孝恵）

日程第 2 3 議案第 3 4 号、令和 7 年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算について討論を行います。

討論はございますか。

9 番、吉本和広君。

○9 番（吉本和広）

議案第 3 4 号、令和 7 年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算に対する反対討論を行います。

後期高齢者医療保険制度は、75 歳以上を別枠の医療保険に囲い込み、痛みを感じてもらおうと始まった医療制度です。保険料は 2 年に 1 回見直しされ、低所得者に対して均等割の軽減割合が、令和 3 年度以降は軽減特例が廃止され、まさしく高齢者に痛みを感じてもらおう政策となっています。

2024 年、2025 年度の後期高齢者医療保険の保険料は、2023 年度に比べて均等割が 5 万 3 1 7 円から 5 万 4, 4 2 8 円に 4, 1 1 1 円増え、所得割が 9. 3 3 % から 1 1. 0 4 % に増えています。和歌山県の 1 人当たりの年間平均保険料額は、23 年度の保険料額から 1 万 1, 0 7 8 円も増え、7 万 5, 2 6 3 円となっています。2022 年 10 月から年収で単身 200 万円以上、夫婦世帯で 320 万円以上に対し、医療費の 2 割負担が実施されました。窓口負担 2 割になる方が、令和 7 年 1 月時点で 285 人もおられます。

高齢になれば医療にかかることが増えるのは当然です。複数の治療を行っている方も多く、医療費が 2 倍となり、大きな負担となっています。高齢者の収入に占める医療費負担の割合は若者世代に比べて 2 倍から 4 倍と高くなります。マクロ経済スライド調整率が年金水準を引き下げするため、年金受給額は実質的には目減りしています。お米が 5 キロ約 2, 0 0 0 円であったものが、今、4, 0 0 0 円を超えて 2 倍以上となるなど、物価が高騰する中、少ない年金だけでの生活では医療抑制が起こり、重症化を招きます。

よって、議案第 3 4 号、令和 7 年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算に反対します。

以上です。

○議長（松井孝恵）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第34号、令和7年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

この予算は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（松井孝恵）

起立多数であります。

よって、本案は可決することに決しました。

△日程第24 議案第35号

○議長（松井孝恵）

日程第24 議案第35号、令和7年度上富田町特別会計介護保険予算について討論を行います。

討論はございますか。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

議案第35号、令和7年度上富田町特別会計介護保険予算に対する反対討論を行います。

介護保険料は第9期の1年目です。低所得者保険料軽減措置が実施されていますが、年金生活者は、年収の約1か月分が有無も言えない年金天引きとなっています。第9期は9段階の保険料設定が13段階となりましたが、それでも基準額は年額8万5,900円と高い状態です。

介護予防事業としては、実績を上げているまちかどカフェ、てんとうむし教室、エクササイズなど、いろんな事業は評価できます。しかし、令和3年8月より食事代等の補足給付費が改正されたことにより、入所時にかかる費用が年金額を超えて入所が困難なケースが上富田町でもありました。特に第3段階の2、施設入所は、月に食費が2万円

以上上がる負担増となりました。年金が月１０万円を少し超えた方は、ユニット型に入所すると、要介護５で月に食事代４万８００円、サービス費２万８，６５０円、住居費３万９，３００円、合わせて１０万８，７５０円となります。さらに、加算と医療費等が約１万円程度必要で、年金１０万円を超える約１２万円の負担となります。洗髪費や衣服代などを含めると負担はさらに増えます。

町民から特別養護老人ホームの入所の相談が町にありました。ケアマネジャーも入り、希望を聞くと、相談者から、「夫の年金は１０万円と少しです。頼れる家族は妻の私のみ。私の年金は７万円ありません。私の国民年金から不足分の２万円を支払うと残りは５万円です。私は家賃費用も払わなければならず、生活できません」と話されていました。町職員は、入所が困難な限られた旧施設の多床型しか紹介できず、苦勞されています。

高齢になればショートステイや施設入所が必要になりますが、補足給付費の改正によって安心して活用できない状況です。高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして創設された介護保険制度が、社会全体で負担することになっていません。安心して介護の利用ができる予算になることを願って、議案第３５号、令和７年度上富田町特別会計介護保険予算に反対します。

以上です。

○議長（松井孝恵）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第３５号、令和７年度上富田町特別会計介護保険予算を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（松井孝恵）

起立多数であります。

よって、本案は可決することに決しました。

△日程第 2 5 議案第 3 6 号

○議長（松井孝恵）

日程第 2 5 議案第 3 6 号、令和 7 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算について討論を行います。

討論はございませんか。

9 番、吉本和広君。

○9 番（吉本和広）

議案第 3 6 号、令和 7 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算に対する反対討論を行います。

宅地造成事業は減額に努力されていますが、繰上充用での対応となっています。今後は町の保有地の売却に計画的に取り組み、毎年行われている繰上充用額の減額にさらに努められるよう発言し、議案第 3 6 号、令和 7 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算に反対します。

以上です。

○議長（松井孝恵）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第 3 6 号、令和 7 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（松井孝恵）

起立多数であります。

よって、本案は可決することに決しました。

△日程第２６ 議案第３７号

○議長（松井孝恵）

日程第２６ 議案第３７号、令和７年度上富田町特別会計奨学事業予算について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第３７号、令和７年度上富田町特別会計奨学事業予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第２７ 議案第３８号

○議長（松井孝恵）

日程第２７ 議案第３８号、令和７年度上富田町特別会計朝来財産区予算について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第３８号、令和７年度上富田町特別会計朝来財産区予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第２８ 議案第３９号

○議長（松井孝恵）

日程第２８ 議案第３９号、令和７年度上富田町水道事業会計予算について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第３９号、令和７年度上富田町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第２９ 議案第４０号

○議長（松井孝恵）

日程第２９ 議案第４０号、令和７年度上富田町下水道事業会計予算について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第４０号、令和７年度上富田町下水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第 30 議案第 41 号

○議長（松井孝恵）

次に、日程第 30 議案第 41 号、町道路線の変更について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより日程第 30 議案第 41 号、町道路線の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 21 分

再開 午前 11 時 21 分

○議長（松井孝恵）

再開します。

△日程第３１ 議案第４２号

○議長（松井孝恵）

次に、日程第３１ 議案第４２号、町長等の給与の減額支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

議案第４２号の提案理由の説明をいたします。

追加議案の分の１ページをご参照ください。

議案第４２号、町長等の給与の減額支給に関する条例の一部を改正する条例。

町長等の給与の減額支給に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和７年３月１９日提出、上富田町長奥田誠。

理由、町長及び副町長の給料を減額するため、本案を提出する。

次に、４ページをご参照ください。

参考資料の要旨で説明します。

１、改正の趣旨、令和７年１月に発覚した不適正な事務処理により、町行政に対する信頼を損なう事態を招いたことから、管理監督者の責任として、町長及び副町長の給料月額を減額するため、所要の改正を行う。

２、改正の内容、町長及び副町長の令和７年４月分の給料について、それぞれ１００分の１０を減額する。

３、施行期日、公布の日から施行するとしています。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

提案理由の説明が終わりました。

これより本件について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第４２号、町長等の給与の減額支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第３２ 議案第４３号

○議長（松井孝恵）

次に、日程第３２ 議案第４３号、上富田町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

議案第４３号の提案理由の説明をいたします。

追加議案の分の５ページをご参照ください。

議案第４３号、上富田町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を、上富田町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第４２条第３項の規定により議会の同意を求める。

記。

氏名、麿充。

住所、上富田町岡。

生年月日、昭和３８年生まれ。

令和７年３月１９日提出、上富田町長奥田誠。

選任理由の説明をいたします。

平成31年4月より2期にわたり委員を務められております上富田町岡の麿充氏が、この3月31日をもって任期満了となります。麿充氏につきましては、農地利用最適化推進委員、農業振興協議会委員を歴任され、地域での人望も厚く、十分な知識と認識があり、適任であると考えておりますので、引き続き麿充氏を上富田町固定資産評価審査委員会委員として選任同意をお願いするものです。

なお、任期につきましては、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間となります。

以上、ご同意よろしくお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

提案理由の説明が終わりました。

これより本件について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第43号、上富田町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

△日程第33 議案第44号

○議長（松井孝恵）

次に、日程第33 議案第44号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任についてを

議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

議案第44号の提案理由の説明をいたします。

6ページをご参照ください。

議案第44号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について。

下記の者を上富田町朝来財産区管理会委員に選任したいから、上富田町朝来財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求める。

記。

氏名、藍畑春雄。

住所、上富田町朝来。

生年月日、昭和29年生まれ。

令和7年3月19日提出、上富田町長奥田誠。

選任理由の説明をいたします。

このたび、脇田英男氏より令和7年3月31日付をもって、一身上の都合により管理会委員の職を辞したいとの申出がありました。脇田氏につきましては、平成30年6月から上富田町朝来財産区管理会委員として務められました。また、令和3年3月から会長職を担っていただき、地域の発展のためにご尽力をいただきました。この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。

後任の委員として、藍畑春雄氏を上富田町朝来財産区管理会委員に選任いたしたく議会の同意をお願いするものです。

藍畑氏は地域の信望が厚く、最適の人材と認めているところでありますので、議会の選任同意をお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間となります。

以上、ご同意よろしくお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

提出者の説明が終わりました。

これより本件について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第44号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について同意を求める件を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

△日程第34 発委第1号

○議長（松井孝恵）

次に、日程第34 発委第1号、上富田町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

事務局長より朗読させます。

議会事務局長、樫山裕子君。

○事務局長（樫山裕子）

朗読いたします。

発委第1号、上富田町議会会議規則の一部を改正する規則。

上富田町議会会議規則の一部を別紙のように改正する。

令和7年3月19日、上富田町議会運営委員会委員長樫木正行。

理由。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、議会に係る手続のオンライン化に対応した改正を行うとともに、現在の社会情勢等に照らし所要の文言調整等を行うため本案を提出する。

以上です。

○議長（松井孝恵）

次に、本案について提案理由の説明を求めます。

1 1 番、樫木正行君。

○ 1 1 番（樫木正行）

上富田町議会会議規則の一部を改正する規則の案についてご説明いたします。

ページの参考資料をご覧ください。

1、改正の趣旨。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う標準町村議会会議規則の一部改正に鑑み、議会に係る各種手続のオンライン化などに対応するため、所要の改正を行う。

2、改正の内容。

議会及び委員会を行う各種通知と手続書類のオンライン化、請願・意見書の送付、議案等のオンライン化を可能とするほか、議場への携帯などについての文言の整理・調整などについて改正を行う。

3、施行期日。

公布の日から施行するとしています。

以上です。

○議長（松井孝恵）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発委第1号、上富田町議会会議規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 3 5 発委第 2 号

○議長（松井孝恵）

次に、日程第 3 5 発委第 2 号、上富田町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

事務局長より朗読させます。

議会事務局長、樫山裕子君。

○事務局長（樫山裕子）

朗読いたします。

発委第 2 号、上富田町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上富田町議会委員会条例の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 3 月 1 9 日、上富田町議会運営委員会委員長樫木正行。

理由。

議会に係る手続のオンライン化に対応した改正を行うとともに、委員選任に関する規定の見直しを行うため、本案を提出する。

以上です。

○議長（松井孝恵）

次に、本案について提案理由の説明を求めます。

1 1 番、樫木正行君。

○ 1 1 番（樫木正行）

上富田町議会委員会条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

ページの参考資料をご覧ください。

1、改正の趣旨。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方議会に係る手続のオンライン化が可能となり、委員会における手続について情報通信技術を利用した方法により行うこと、オンラインによる方法により委員会を開催することを可能とするために必要とする事項を定めるほか、所要の改正を行う。

2、改正の内容。

委員会の開催及びこれまで書面等を前提とされた委員会報告書等のオンライン化を可能とする改正を行うほか、文言の整理を行う。

3、施行期日。

公布の日から施行するとしています。

以上です。

○議長（松井孝恵）

提出者の提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発委第2号、上富田町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時30分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時37分

再開 午後 1時27分

○議長（松井孝恵）

再開いたします。

△日程第36 決議第1号

○議長（松井孝恵）

それでは、日程第36 決議第1号、監査請求に関する決議を議題といたします。

事務局長より朗読させます。

議会事務局長、樫山裕子君。

○事務局長（樫山裕子）

朗読いたします。

決議第1号、令和7年3月19日、上富田町議会議長松井孝恵様。

提出者、上富田町議会議員谷端清、賛成者、上富田町議会議員樫木正行。

監査請求に関する決議（案）。

上富田町議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

以上です。

○議長（松井孝恵）

本案について、提出者に提案理由の説明を求めます。

10番、谷端清君。

○10番（谷端 清）

監査請求に関する決議。

地方自治法第98条第2項の規定により、次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。

記。

1、監査を求める事項。

令和6年2月20日付で締結された上富田町朝来地区の土地売買契約に関する事項。

当時の課長が起案書に押印し、かつ、自らが買受人となったことの妥当性。

当該土地売買契約が無効でないとした場合、その根拠。

2、監査結果の報告期限。

令和7年5月30日。

理由。

上記の宅地造成事業会計保有地は、令和6年4月1日に町職員に売却され、所有権の移転がなされました。

しかしながら、買受人となった当該職員は令和6年3月31日まで課長の職にあった。

地方自治法238条の3は、「公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない」とし、違反する行為は無効と規定されている。

町側からは、令和6年4月1日の売買と所有権移転は問題なしと説明を受けましたが、

令和6年2月20日に施行された売買契約締結こそが、法の示す譲受けに該当するのではないかと考えます。

よって、監査委員に監査請求を行います。

以上です。

○議長（松井孝恵）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

12番、大石哲雄君。

○12番（大石哲雄）

今出されました決議第1号についてお聞きいたします。

これは議会でといいますか、議長名で監査請求を監査委員に求めるというように決めるということだと思ふんですが、その確認だけお願いします、まず。そういうことですね。

○議長（松井孝恵）

議長名で監査委員に対して出すということです。

○12番（大石哲雄）

そういうことですね。

これ、まずお聞きしたいんですが、どうして議会で監査請求をするのか、その理由と必要性についてお聞きをいたします。

○議長（松井孝恵）

答弁願います。

谷端君。

○10番（谷端 清）

大石さんの質問にお答えさせていただきます。

町の報告によりますと、公有財産の譲受けについて、単に契約を結ぶことなく、所有権の移転を伴う財産移転を譲り受けると考えるというふうに町当局のほうからは報告がありましたけれども、私の思うところ、やはりその2月20日というところの売買契約ということですかね。そこがやはり譲受けというふうに対して、やはりちょっと、ほかの監査委員請求、委員さんにも聞いていきたいなというふうに思って、監査請求をさせていただきました。

（「なぜ議会でしているのかということ」と大石議員呼ぶ）

○１０番（谷端 清）

なぜ議会か。

（「なぜ議会でせんなんか」と大石議員呼ぶ）

○１０番（谷端 清）

はい。そういうところで議会のほうから、私個人ですか、議長に監査請求をさせてもらったということなんですけれども、答弁になってないですかね。

○議長（松井孝恵）

答弁者に求めたんですけど、大石さん、一応規則では、議会で議決したら議長名で求めるということになっているんで、そうされたんだと思います。

ここで議決された場合ですよ。議決されて、そこがもし仮に通った場合には議長名でやるということになっているんで、だから議長からということになったんじゃないですか。

○１０番（谷端 清）

先ほど言われました自治法第９８条第２項の規定であると思うんです。それは監査委員に請求はできるということで、監査請求したということです。

以上です。

○議長（松井孝恵）

大石君。

○１２番（大石哲雄）

なぜ議会でこれをするのかというような理由に明確にはなっていないと私は考えるんです。

まず、議会ということになれば、いろんな議員の考え方があります。私の議員としての考え方と谷端議員の考え方は、まるっきり相反するものなんですよ。

谷端議員の考え方は、議会に監査請求をするわけでしょう。私の考え方は、議会です、議会では監査請求する必要はないという考え方なんです。

もし、この議案が取り上げられ、多数決でどっちかに決定することになれば、どちらかの議員の考え方が束縛される、あるいは奪われてしまうというような結果になります。これは多数決の横暴になりませんか。

私にとっては、今までこの意見があって、いろんな人とお話をしてきましたけれども、誰一人として議会で……。

○議長（松井孝恵）

すみません、大石さん討論ですか。質疑。

○１２番（大石哲雄）

いやいや、私のことやから。

○議長（松井孝恵）

質疑ですね。

○12番（大石哲雄）

質疑やで、考え方を聞かんなんねん、谷端議員に。

谷端議員の言うように、議員活動に監査請求をするという権利、これもちろん保障されねばならんです。同時に一方で反対の、私のようにしなくてもよいという議員活動の権利も保障されねばならん、そういう問題を含んでいるんです。そのような多数決で決められない問題ではないかということに思っておるんです。

その辺のところを、谷端議員はどのように考えておるかということを質問したいと思います。そういうように議員の議員活動の権利をどっちかがなくしてしまうような大変な問題を起こしている発議でありますから、もう一度、議運を開催していただいて、これ私のような反対をする、ほかの議員の方も考え方がおったんですよ。ならば、その人たちの議員活動の権利もなくしてしまうと。複数の議員の権利を束縛するというんですか、そういうようなことにもなり得る問題でありますので、この発議として取り上げていかどうか、もう一度、議運でも検討していただきたいと議長に申し上げたい。

もう1点、谷端議員にお聞きしたいんですが、町議会議員は、個人名で住民監査請求をできるのかできないのか、ご存じでありますか。住民監査請求は、誰にでも持っておられる、これ権利でいいな、議長。そうやな。町議が……

○議長（松井孝恵）

発議はいいんですけれども、監査請求は議会としてするということになります、決議した上で。

○12番（大石哲雄）

後でちゃんと返答いただいたら結構ですよ。

今言ったように、町会議員は個人名で住民監査請求できるのかどうか、これ谷端議員はご存じですな。

○議長（松井孝恵）

答弁求めます。

谷端君。

○10番（谷端 清）

今にお答えします。ここでよろしいか。

（「簡単に答えてくれたらよろしい。知っているかどうかです」と大石議員呼ぶ）

○１０番（谷端 清）

知っている。第９８条に、議会が監査委員に対して請求できると、監査の結果に関する報告書を請求できるというふうになっているんで、私が発案して、議会での監査請求はできるというふうに思っております。

○１２番（大石哲雄）

聞いているのは、議会で当然監査請求できますよ、これはできるんやで。今聞いたのは、町会議員がやで……

○議長（松井孝恵）

議員発議やろ。

○１２番（大石哲雄）

個人で住民監査請求を起こせるかどうか知っていますかということを聞いた、個人でや。住民監査請求を起こせるのを知っていますかという。

○議長（松井孝恵）

谷端君。

○１０番（谷端 清）

起こせると……

（「個人の立場で住民監査請求」と大石議員呼ぶ）

○１０番（谷端 清）

思ってこれを出したわけであって。

○議長（松井孝恵）

起こせるから、これを出したと今の答弁です。

○１２番（大石哲雄）

個人の立場で住民監査請求をできるかどうか、町会議員でもできるかどうか知っていますかと聞きやるねん。

○議長（松井孝恵）

知っていますか。谷端さん知っていますか。

○１０番（谷端 清）

知っています。できるということです。できるから出したんです。個人として議会のほうに出したわけですね、これを。議会がどういう判断するかは、皆さんの……

○１２番（大石哲雄）

違うんやて。

（「それ、議案と関係ない、関係ない」の声あり）

○１２番（大石哲雄）

暫時休憩をお願いします。暫時休憩、意味が通じていない。

○議長（松井孝恵）

いかがですか。

休憩いたします。

休憩 午後 1 時 4 2 分

再開 午後 1 時 4 5 分

○議長（松井孝恵）

再開いたします。

大石君。

○12番（大石哲雄）

住民監査請求というのは誰でも持っている権利で町会議員でもできるんですよ。個人的にできるんです。

そこで聞くわけですよ、確認したらね。谷端議員は、個人の立場で住民監査請求を起こせるんですよ。そこで、どうして私のような反対意見のあるような、あるいは私と同じような考え方を持っている議員がおられれば、複数の議員の議員活動を束縛するような議会で監査請求をするんなどということをお聞きしたい。

個人で出せば、そういうような議員の議員活動を束縛するようなことは決してない。それで、個人の監査請求で済むことだ。そここのところをなぜするんだという、そこを聞きたい。

○議長（松井孝恵）

ただいまの大石君の発言をちょっと整理いたしたいと思います。

監査請求は、個人でもできる権利であり、それをあえてこの議会でやるということは、反対の意見の方の権利を縛るのではないかという、こういうご意見であったと思います。

これについて、谷端君の答弁を求めます。

谷端君。

○10番（谷端 清）

先ほども答弁させていただきましたけれども、98条の2項として、個人じゃなくて議会のほう、議会は監査委員に対して請求できるということで、98条の2項に対して上げさせていただきました。個人じゃなくて、議員さんとして。

○議長（松井孝恵）

その議員さんで出された理由は何ですかという、個人で出さずに議会で出した意味は何でしょうと大石さんは言っておられるんです。

○１０番（谷端 清）

そこは、僕は個人で出さなくて、９８条の２で出させていただいたということしか言えないんですけども。

○議長（松井孝恵）

ということは、議員の権利として行使する、こういうことですか。

○１０番（谷端 清）

そうですね。

○議長（松井孝恵）

大石君もう６回目になりますけれども、いいですか。

○１２番（大石哲雄）

３回やと思う。

○議長（松井孝恵）

３回じゃなくもう６回ぐらいになるんやけど、どうぞ発言ください。

大石君。

○１２番（大石哲雄）

だから、当然、谷端議員の言うように監査請求をするという権利があるんですよ。これも僕も認めている。ところが反対に、僕のように、あるいは、もし何かほかの議員も同じような考えがあるかないか分かんんですが、同時に反対のしなくてもよいという権利もあるんです、議員には。そうでしょう、あるんです。多数決でこれを議案として出して決めてしまったら、どっちかの権利を束縛するということになるということ、そうでしょう。それをどう考えているかということなんです。これ仮に、どっちかに決まるか分かりませんよ。どっちかに決まる、否決されるか可決されるか。いずれにしても、どっちかに決まっても、どっちかの議員の議員活動を束縛するということになるんですよ。そうでしょう。

僕は、周りの人から聞かれたときに、それは議会として監査請求をするようなものでもない。もっとほかに議会としてすることがあるというようなことで議員活動を進めている。それをこの発議で決められたらそれができなくなるということ。議会の決り事やから、その議員がしてはならんということになるということ。そうあってはならんということ。だから、多数決では決められない問題やと言っている、これは。本来は、もっと熟議を重ねて議員間で討議をしてきて、そしてだんだん意識を共有する、これは監査請求のする必要があるな、というようなことにだんだん収束してきたんだったらいい

ですけれども、議員間の討議で話したのは個人で考えを任せようというようなことであって、そういうような熟議を重ねた結果でも何でもありません。

本来は、そういうふうに熟議を重ねてきて共有意識を持つようにしながら、それでも決まらなったら最終は多数決で決める。

あるいは、もうその決まらんとばらばらになってしまうか分からんねんけども、多数決で決めるよというのはそういうことや。そういうような過程も得ずに、僅かな時間でこの問題について議員間で話をしてですよ、話もしたかしていないかよう分からん。そんなことで、すぐに採決して、賛否を取って議員活動を束縛するようなことを決めていいんかということを知りたいということです。

○議長（松井孝恵）

ただいまの意見について、谷端議員の答弁をお願いします。

○10番（谷端 清）

大石さんは、束縛するというようなお言葉もありますけれども、私自身やはりこの問題は、いろいろ腑に落ちないところも少し多々あるんで、やはり皆さんでも共有しながらというのがありますけれども、やはりここは聞きたいと、ちょっと腑に落ちないというところから出させていただいて、そしてまた皆さんがこの意見書にどうなんだということで、議会として、議員として出させていただいたわけなんで、そのところをご理解いただきたい。

個人、反対してこれをどうなるんだというようなお言葉もありましたけども、やはり皆さんにもいろいろ考え方も多々あると思うんですよ。あるんですけれども、私自身、やっぱり議会として出させていただいたというところで、決着という言い方は悪いですけども、どのように皆さんが考えてこれに賛同していただけるのか。いやいや、こんなまだ早いというのであれば、それはそれでしょうがないというふうに思っておりますので、この決議書は、という思いで出させていただいたということでもあります。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございませんか。

（「議長、今の 答弁の」と大石議員呼ぶ）

○議長（松井孝恵）

ちょっと待って。大石君、発言を認めます。

○12番（大石哲雄）

議長にお願いしたい。今の答弁ではとても僕は納得ができないんですよ。これからの私自身の議員活動にも影響しますんでね。ですから、議長に言いたい。

そういうような議員活動を束縛するような発議を本当に取り上げていいのかどうか、

もう一度、議会運営委員会でも検討していただきたい。そういうことです。どうですか。

○議長（松井孝恵）

私が答弁するんですか。私がですか。

正式に谷端議員から出された以上、ここで質疑、討論を経て採決を行います。それが私の答えです。これ以上ありません。よろしいですか、今、答えましたよ。

7番、家根谷美智子君。

○7番（家根谷美智子）

私からは、この件に関して3点お聞きしたいと思います。

この案件について、今まで2回懇談会を開いています。1回目は当局の説明も入り、2回目は議長から意見等は文面をもって提出となっていました。そのときに谷端議員は提出されましたでしょうか。

2点目、この監査請求の対象が売買契約締結に関してとなっているならば、誰に対してどのような損害に当たるとお考えでしょうか。

3点目、この請求をして監査委員に求めるものは具体的に何なのか教えてください。

○議長（松井孝恵）

谷端君、ただいまの意見分かりましたか。

谷端君から、意見を求めたかということと、売買契約の損失はあったのかということと、具体的何を求めているかの3点です。

答弁を求めます。

○10番（谷端 清）

先に、皆さんとの委員会のときには、そういう監査請求を出すかというようなことは言っていませんでした。

そして、この2月20日の監査を求めることで、締結された土地売買契約書ですね。それに起案書に押印しているというところは、どうもおかしいんじゃないかなというふうに思っているわけです。その中でどういうふうになっているんだというのを監査委員に求めているわけでございます。

そしてまた、この結果どうなんだという。要はこの2月20日の売買契約締結が、譲受けに該当しているとか、してないとかいうところをちょっとお聞きしたいなというところで、それ以上、これが正しかった、正しくなかったというのは、後で確認するということで、それ以上どういうふうにするんだというのは、やっぱり意見書を聞いて答えが返ってきてから皆さんとまたお話しして、どういうふうに進んでいくかというのはしていきたいなというふうに思っている。それで誰かおとしめるとかそういうことではないです。一応、この契約がきちんとなされているかというのもちょっと分かりにくいと

ころがあったんで、監査請求を上げさせていただきました。

○議長（松井孝恵）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

先ほど言われた中で、2回目のこの文面をもって提出はされていないというところだったと思うんですけども、私はA4、2枚でびっしり書かせていただきました。

なぜ今になって監査請求をするという言葉は一つもなかったんですけども、なぜ今になって、これを提出することに考えが及んだのか。

あと、これ損害に当たる部分はどこですかというところの問いでした。

以上です。

○議長（松井孝恵）

ただいまの質疑は最初の繰り返しになりますけれども、その意見を出してほしいと言ったときにしていなかったけれども、今になってこういうふうな監査請求を出すのはなぜかということと。実質この売買契約によって損害はないのに、なぜ出すのかということだと思います。

答弁願います。

○10番（谷端 清）

やはり、吉本議員さんが一般質問で、町当局の中で、ちょっと疑問に思ったところがあったんで、この売買契約の2月20日の売買契約締結の譲受けというところですね。そこがちょっと、もう一度、町当局以外の方にちょっとお伺いしたいなというふうなことで出させていただきました。

そして、損害はそこまで追及は、分からないんでしてないです。

○議長（松井孝恵）

先ほど谷端さんのおっしゃったその損害はないけれども、判を押したこと自身が問題……

○10番（谷端 清）

自身に対して、どのように見解を持っているかということなんですけれども、起案書ですね。この起案書の2月20日に押しているというところは、ちょっとどうなんだということもお伺いしているというふうに理由として上げさせていただいております。

○議長（松井孝恵）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

今の損害に当たる部分は、これ出してみないと分からないというふうに言われている

んですが、大体、監査請求というのは、何かしらの売買契約締結に当たっても誰かしらの損害を被ることによって、これを監査請求するということになると思うんですけども、それは損害があるかないか分からないということで、出したということによろしいでしょうか。

○議長（松井孝恵）

谷端君。

○１０番（谷端 清）

監査の結果報告書を請求できるということで、その中でもう一度、どのような形になっているのか聞きたいわけであってということですけども、それ以上深くは別に考えてなんて言い方が悪いですけども、結果報告をどのように受け止めているかということです。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございませんか。

９番、吉本和広君。

○９番（吉本和広）

地方自治法の９８条の２項というのは、憲法に定められた思想信条の自由や人権を侵すものとして定められたものではありませんと、僕はそう解釈します。ですから、ここにその監査委員に対して事務の中で除かれるのは、自治事務であっては、労働委員会及び徴収委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務に当たっては国の安全を害するおそれがあるとその他の事由により、本項の監督の対象となることが適当でないとして、政令で定めるものを除くとなっていますから、政令で定めるものを除かれるものであれば、憲法はこのことを、その人の人権を侵すとか権利を奪うというものではないとして定めているものであると解して提案されたと思っておるんですけども、谷端議員は、そういう考えで出されたのかどうかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（松井孝恵）

谷端君。

○１０番（谷端 清）

吉本議員の質問にお答えします。

今の言われたことを９８条にのっとってさせていただいております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はございますか。

8番、中井照恵君。

○8番（中井照恵）

決議第1号、監査請求に関する決議（案）に対する反対討論を行います。

今回の町有地の売買問題は、今年2月26日の全員協議会終了後の議員懇談会において、私たち議員に対して一連の流れについて説明を受けました。今回の問題では、担当課が、町の要綱の把握や地方自治法の確認が不十分だったという点が大きいと考えます。その点については、議会としても、今後は町の職員に向け、しっかりと各要綱や地方自治法の周知徹底に努めるべきと強く要望していきたいところでもあります。

そして、町は今回の件を深く反省するとともに、住民に対し信頼を失うようなことを二度と起こさないようにしていただきたいと切に願います。

しかし、今回の町有地は買受人を公募しても買手がつかなかったという点や、土地の所有権の移転は、職員の異動が行われた、去年ですが4月1日に行われ、代金も公募価格で支払われていることなど、上富田町としては何ら損害を被ることがなかった点、さらに、この件においては、既に購入した職員が訓告、他の2名の職員が厳重注意を受けていますし、本日、町長と副町長が管理監督者の責任として、給与月額を1か月10%減額とするとの追加議案も提出され可決されています。

これらのことを考慮しますと、今回の問題は、監査請求にまで至る事案ではないと考えます。

よって、決議第1号、監査請求に関する決議（案）に反対します。

○議長（松井孝恵）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の意見を許可いたします。

反対討論ございませんか。

7 番、家根谷美智子君。

○7 番（家根谷美智子）

今回、私この問題が提起されたときに大いに反省しました。

なぜなら、この土地売買の話を最初に聞いたとき、公的機関がおかしなことをするなどないだろうと思い込んだからです。チェック機関である負託を受けた者が調べることをしなかったのは反省すべきと私自身痛感しております。

それでは、決議第 1 号、監査請求に関する決議案に対しての反対理由を述べます。

まず 1 つ目、売買契約締結においては、法的根拠はあるもののほごにされる可能性もある。また、締結時には所有権移転はされておらず、事実上の移転は 4 月 1 日のため、署名によって譲受けとする概念は乏しいため。

2 つ目、土地の売却に当たっては、鑑定士による価格査定の下、公募をかけており、要綱を知らなかったとはいえ適正に手続は処理されていること。

3 つ目、これ以上、監査委員が調査しても、当局から出された事実のみ確認するだけで、契約の違法性を問うなら司法になります。

したがって、不必要な監査を行うことは、行政負担や費用も発生することで、住民の負担にもつながると考えるため。

4 つ目、既に登記された土地に家が建設され、家族が住まわれている。この案件では、町や住民全体に損害をもたらしているわけではないことを勘案しても、その生活を脅かすことがあってはならないと考えるため。

5 つ目、上富田町議会からは、監査請求ではなく当局には今後に向けた具体的な再発防止の、この次に出る議案になりますが、そこでのガイドラインの明確化と経過報告の徹底、またこの事案について、町長の減給条例もありましたが、管理監督責任は重いと考えますので、さらなる月数の減給等も加えて求めるよう要望として議会から提案していくのが適当であると考えため。

以上、5 つの理由により、本決議案に反対します。

○議長（松井孝恵）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

9 番、吉本和広君。

○9 番（吉本和広）

2 月 2 0 日に、契約書を結んだということにおいて、これがもし裁判等で訴えられた場合には、町による損害が起こる可能性は否定できないと考えます。

ですので、監査委員は、監査の視点からこの問題がどうであるかということについて聞くことは別に悪いことでもなく、監査をしているわけですから、監査の視点からの意

見を聞くということは、しかるべきであるのではないかと思います、私は、この監査委員請求することについて賛成いたします。

以上です。

○議長（松井孝恵）

次に、反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許可いたします。

5番、山本哲也君。

○5番（山本哲也）

決議第1号につきまして、賛成の立場で発言をいたします。

先日の議員懇談会でも当局から説明がありましたが、町の顧問弁護士が適法と言うのは難しいという認識やったと思います。皆様の中にもそれを聞いて、ほかの弁護士に聞いたら、法律違反ではないのかと思われた方もいると思いますし、限りなくグレーに近いブラックなのではないのかという発言も議員懇談会の場でもあったと思います。

よって、98条の2項を行使して、監査委員さんの中にも弁護士の方もおられますし、しっかりと監査委員会の方に監査をしていただきたいと思いますし、賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

次に、反対討論の発言を許可いたします。

反対討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

賛成討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより決議第1号、監査請求に関する決議について採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（松井孝恵）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

△日程第 3 7 決議第 2 号

○議長（松井孝恵）

次に、日程第 3 7 決議第 2 号、事務検査に関する決議を議題とします。

事務局長より朗読させます。

議会事務局長、樫山裕子君。

○事務局長（樫山裕子）

朗読いたします。

決議第 2 号、令和 7 年 3 月 1 9 日、上富田町議会議長松井孝恵様。

提出者、上富田町議会議員山本哲也、賛成者、上富田町議会議員樫木正行。

事務検査に関する決議（案）。

上富田町議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

以上です。

○議長（松井孝恵）

本案について提出者に提案理由の説明を求めます。

5 番、山本哲也君。

○5 番（山本哲也）

朗読をもって説明に代えさせていただきます。

事務検査に関する決議。

地方自治法第 9 8 条第 1 項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものとする。
記。

1、検査事項。

公有財産売買の取り扱いに関する事項。

2、検査方法。

（1）関係書類の提出を求める。

（2）検査は地方自治法第 1 0 9 条及び委員会条例第 5 条の規定により、委員 6 人で構成する「公有財産調査特別委員会」を設置し、これに付託して行う。

3、検査権限。

本議会は 1 に掲げる検査事項の検査を行うため、地方自治法第 9 8 条第 1 項の権限を

「公有財産調査特別委員会」に委任する。

4、検査期限。

「公有財産調査特別委員会」は、1に掲げる検査が終了するまで、閉会中もなお検査を行うことができる。

(理由) 朝来字馬ノ谷の公有地を町職員が購入した件につき、町内外に波紋を起している。

問題が土地売却と家屋建築中に他より情報がもたらされたことは、行政側、議会側とともに反省し、改善すべき余地が多数あると考える。

よって、原因分析を行い、再発防止策を構築する。

以上です。

○議長（松井孝恵）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

7番、家根谷美智子君。

○7番（家根谷美智子）

先ほどの監査請求の反対討論でも述べましたが、この件に関しては私たち議員もチェック機関としての機能をなしていなかった部分に、私は反省をしています。今までで2回懇談会も全議員で開催されているにもかかわらず、半分の6名だけでなぜするのでしょうか。負託を受けた私たち全員が参加すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

7番、家根谷議員の質疑にお答えいたします。

委員数6人の理由としましては、予算や決算特別委員会は別ですが、こういう特別委員会の人数は、私が調べる限り6人とする人が多いようです。過去の上富田町議会に設置された特別委員会においても同様の人数であったと思います。全員としないことには理由があると考えます。

先日の議員懇談会でも、この問題に対して議会としてどうするか、全く意見はまとまりませんでした。全員ではまとまらず、委員会運営に支障が出ると考えます。特に今回の事案は、早急に再発防止策を構築する必要もあり、ゆっくりと時間をかけることもできません。

以上の理由もあり、6人が妥当であると考えます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

山本議員のその答弁の中にまともらなかったということもあるんですけども、今回この土地の売買に至っては、やはり皆さんいろんな地域からの選出されているところもありますので、幅広くこの土地に関して、この売買契約とかそのほかの事務要綱についても、いろんな方の多様な意見をいただくというのが重要かと思いますが、それに関してはどうですか。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

家根谷議員のご質疑にお答えいたします。

この決議が賛成、反対、人数どうなるのか分かりませんが、委員会が設置されるとなるならば、いろんな意見を聞くために、反対された方も委員に入ってもらったらいと提出者の私としては考えます。

また委員以外の議員からも、委員長や事務局を通し意見を出してもらって、そして委員会で話し合ってもらう形も取ってもいいかと思います。

よって、全員を委員メンバーにする必要はないと考えます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

これ恐らく最後には事務検査に関する決議として、調査結果というのを報告すると思うんですが、今言われた中で、中に入ってくれたら、その6人に選ばれなくても中に入ってくれて意見を言ってくれればと言われているんですけども、その報告の中にどれだけ関われるかということは約束できないですよ。図ることはできないですよ。

○議長（松井孝恵）

今の質疑、分かりますか。メンバーに入っていないときに、その自分たちの意見をどうやって反映させてくれるんだというのは分かりませんよねということなんです。どうやったら反映させられますか、入っていないのにという質疑です。

山本君。

○5番（山本哲也）

もちろん、委員メンバー、委員会の権限が強いと思うんで、ほかの議員さんはそこまでの決定権はないかと思いますが、先ほど申したように、例えば委員長や議会事務局に意見を言って話し合うことは可能ですので、全く意見が図られないということはないと考えます。

以上です。

(「議長、いけますか」と家根谷議員呼ぶ)

○議長（松井孝恵）

認めましょう。

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

すみません。そしたら、報告前に私たちにも報告書を見せていただいて、これはちょっと内容的にいかがなものかという意見を言えるということによろしいでしょうか。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

そういう意見の場を設けるかは、私、今しますとも、立場でもないので言えないんですけれども、その委員長、議長によっては招集して、そういう場を持ってもらってもいいかと思います。

以上です。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございませんか。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

6名で構成する場合に、他の議員さんからのこういう点について調査をしていただきたいというような文書での取扱いというか、そのことをこの調査委員会に反映させるといようなことは、6名の場合であれば、きちんとしなければならないのかなと私は考えるんですけれども、その辺、皆さんの調査してほしい項目がきちんとそういうふうを受け付けていただいて反映されるのか。どうお考えか、お聞かせください。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

家根谷議員からの質疑の回答とかぶるかもしれないですけれども、もちろんそういう意見があったら委員会で諮って話し合われたらよろしいかと思います。

以上です。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございませんか。

1 番、井溪港斗君。

○1 番（井溪港斗）

同じようにかぶるところも出てくるかもしれないんですけども、6 人ということだと、この場合、反対、賛成が決めにくいといいますか、人数は僕は全員入るべきだと思っています。

この6 人の決め方について教えていただけたらと思います。仮に全員フラットにくじ引で決めるのか、それとも、議長の指名による6 人なのか、決め方について教えていただけたらというふうに思います。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5 番（山本哲也）

1 番、井溪議員のご質疑にお答えいたします。

先ほども同様な意見、議会運営委員会からもありまして、議長から局長に聞いてもらった限りでは、議長の一任によって決めるであったと思います。

以上です。

○議長（松井孝恵）

ちょっと議長から発言させていただきます。

特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7 条第3 項の規定に基づいて、議長の指名により6 名の委員さんを指名することになっております。

当然のことながら、そういうことになれば後ほど議員皆さんに集まっていただいて、当然、議長と監査委員は外れるかも分かりませんが、10 名の中から指名することになるので、皆さんの意見を聞いた上で指名する形になると思う、いたします。

そういうことです。指名は私からです。

井溪君。

○1 番（井溪港斗）

10 名全員が入入ること自体は可能でしょうか、それとも不可能なんでしょうか。特別委員会設置する場合はもう6 名というのが規定にあるということで、よろしかったでしょうか。

○議長（松井孝恵）

その場合、修正案などが出れば、それは修正して提出することは可能であります。

ほかに質疑はございませんか。

2 番、栗田八郎君。

○2 番（栗田八郎）

今、井浜議員の意見もあったんですけれども、決めるのなんですけれども、やっぱり 6 人とか 12 人とかいう今話の中なんですけれども、今のこの決議に反対される方もおられるかなとは思ってますけれども、その辺のことで委員会に入るとか入らんとかあると思うんです。その辺どうなるんでしょうか、教えてください。お願いします。

○議長（松井孝恵）

それは、山本さんに関する質問じゃないんで私のほうから。

当然、先ほど申し上げましたように、もしこういう条例なり修正動議になったときには、みんなでとなったら、それは当然みんなですけれども、例えば今出ている山本君の 6 名という案が通った場合です。皆さんのご意見をお聞きして決めることになります。

当然、いろんな意見があると思うんですが、したくないよという人にまで入りなさいとは、なかなかこれは言えないのかなというような気がします、その場でお聞きしますけれども。

栗田君。

○2 番（栗田八郎）

再度聞きますけれども、今 12 人と言いやる中で、ほんならもう僕は入りたくないよと言うたら、入らんでもいいということでよろしいでしょうか。

○議長（松井孝恵）

それは今ちょっと決めてということはないんで、この条例の流れがまだ決定してないんで、前もって言うのはちょっと控えさせていただきます。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

これで質疑を終了いたします。

（「議長、動議」と正垣議員呼ぶ）

○議長（松井孝恵）

正垣議員、何についての動議ですか。

○6 番（正垣耕平）

ただいま議題となっている決議第 2 号、事務検査に関する決議に対する修正動議を案を添えて提出いたします。

発議者は私 1 名です。

○議長（松井孝恵）

承知いたしました。

暫時休憩をいたします。

議会運営委員会の開催を檜木委員長、よろしくお願いいたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時44分

○議長（松井孝恵）

再開いたします。

ただいま、正垣議員から提出されました動議は、所定の要件を満たしていますので、成立いたします。

正垣議員から「決議第2号事務検査に関する決議」に対する修正案が提出されましたので、原案と併せて審議をいたします。

お手元に配付しました「決議第2号事務検査に関する決議」に対する修正案について、提出者の説明を求めます。

6番、正垣耕平君。

○6番（正垣耕平）

令和7年3月19日、上富田町議会議長松井孝恵様。

発議者、上富田町議会議員正垣耕平。

「決議第2号事務検査に関する決議」に対する修正動議です。

次の動議を、上富田町議会会議規則第17条の規定により別紙の修正案を添えて提出いたします。

次のページです。

「決議第2号事務検査に関する決議」に対する修正案。

「決議第2号事務検査に関する決議」の一部を次のように修正する。

2、検査方法（2）中「委員6人」を「委員12人」に改める。

修正理由といたしまして。

1、検査の公正性・透明性をより高めるため、多様な意見を反映できる体制とする必要があるため。

2、公有財産売買に関する検査は、関係書類の精査や関係者からの聞き取りなど広範囲に及ぶため、十分な人員を確保し、より詳細で効率的な検査を実施する必要があるた

め。

3、より多くの委員による検査を行うことで、検査結果の正確性と信頼性を向上させるため。

以上になります。

○議長（松井孝恵）

ただいま提案理由の説明が行われました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

原案は山本さんが出したものです。原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

賛成討論なしと認めます。

次に、原案及び修正案に対する反対討論の発言を許可いたします。

2番、栗田八郎君。

○2番（栗田八郎）

先ほど監査請求に関する決議も否決されました。当局からの説明も受けておりますので、特別委員会をつくり、事務検査に関する決議に反対いたします。

○議長（松井孝恵）

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

原案に対する賛成討論なしと認めます。

次に、修正案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

修正案に対する賛成討論なしと認めます。

それでは、まず原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

次に、原案及び修正案に対する反対討論の発言を許可いたします。

5番、山本哲也君。

○5番（山本哲也）

修正案に対する反対討論をいたします。

私といたしましては、先ほど私が提出した決議での質疑の中で、6人のほうがいいという理由を述べましたので、議長を含む委員12人というのは、全員協議会と同じになりますし、必要ないという考えで反対いたします。

以上です。

○議長（松井孝恵）

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

原案に対する賛成討論なしと認めます。

次に、修正案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

修正案に対する賛成討論なしと認めます。

すみません。もう一度繰り返すことになります。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

賛成討論なしと認めます。

次に、原案及び修正案に対する反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

反対討論なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

原案に対する賛成討論なしと認めます。

次に、修正案に対する賛成討論の発言を許可します。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

修正案に対する賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

それでは、これより採決いたします。

まず、本案に対する正垣議員から提出された修正案について起立によって採決をいたします。

修正案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（松井孝恵）

起立多数であります。

よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分、6人から12人という部分を除く原案について、起立によって採決します。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。提出者立ってください。

(賛成者起立)

○議長（松井孝恵）

起立多数です。

よって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたしますので、委員会を開催していただき、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

なお、暫時休憩を3時15分までといたしますので、当局の方も休憩なさってください。

すみません。再開します。言い忘れました、申し訳ない。申し遅れました。

ただいま採決されましたので、特別委員の選任を行います。

ただいま設置されました上富田町公有財産調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定に基づき、議長と監査委員を含む全議員を指名いたしますので、よろしくお願いします。

暫時休憩いたします。よろしくお願いします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時25分

○議長（松井孝恵）

再開いたします。

上富田町公有財産調査特別委員会の委員長、副委員長の互選をしていただきましたので、報告をいたします。

委員長に6番、正垣耕平君、副委員長に1番、井溪港斗君が就任されました。

引き続き、辞任について報告をいたします。

先ほど全議員を指名いたしました。委員会の中で栗田委員と私から辞任の申出を行いました。委員会条例第12条第2項の規定に基づき、議長においてこれを許可いたしました。

△日程第38 議員派遣の件について

○議長（松井孝恵）

日程第38 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第121条の規定により、別紙配付のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本件については派遣することに決しました。

△日程第39 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

○議長（松井孝恵）

日程第39 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

申出書を事務局長に朗読させます。

議会事務局長、樫山裕子君。

○事務局長（樫山裕子）

朗読いたします。

各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長から会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査を要する調査事項についての申出があります。内容につきましては、お手元に配付したとおりです。

総務文教常任委員会谷端清委員長より29項目、厚生建設常任委員会栗田八郎委員長より24項目、議会広報特別委員会谷端清委員長より1項目、議会運営委員会檜木正行委員長より3項目、公有財産調査特別委員会正垣耕平委員長より1項目、以上となっております。

また、2の目的につきましては所管事務調査、3につきまして、方法は委員会審査、期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知書及び第74条の規定による派遣承認要求書は後日提出いたします。

以上です。

○議長（松井孝恵）

ただいま朗読いたしましたとおり、会議規則第75条の規定により、各委員長から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

以上をもって、本定例会の会議に付議された事件の議事は全て終了いたしました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

令和7年第1回上富田町議会定例会を閉会するに当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に提出しました議案につきましては、慎重審議をしていただき、全てを承認していただきまして、誠にありがとうございます。

まず、令和7年度の一般会計、特別会計の9議案のご承認をいただきました。この予算は、令和7年度の行政執行の基本となるものであり、開会日の冒頭の挨拶並びに予算審査特別委員会で予算編成の過程を説明し、財源不足についても説明をしていますが、

行政運営に当たる上におきましては、教育や福祉、保健、医療などをはじめ、地域の振興対策を充実することも必要であると考えています。

また、令和7年度におきましては、多様化する住民ニーズに応えつつ、ウィズコロナの日常生活にふさわしい行財政体制を目指し、創意工夫を重ねながら、限られた予算の下に、明るく豊かで元気な人づくり、まちづくり、そして未来を託す子供たちが輝くまちづくりの実現に向けて努力してまいります。

特に、庁舎改修事業並びに大谷総合センター耐震改修事業につきましては、日常業務を行いながらの工事となるため、早急に着手してまいりたいと考えています。

今後におきましても、予算執行に当たっては、監査委員の指摘事項など並びに予算審査特別委員会の各委員さんからの指摘などを十分に反映し、取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、次の定例会までには様々な行事が予定されていまして、3月21日には各小学校の卒業式、4月1日には町職員の人事異動から始まりまして、4月8日には各小・中学校の入学式などがございますが、議員各位におかれましても、参加依頼などがある場合には、ご参加、ご協力いただけるようお願いを申し上げまして、令和7年第1回上富田町議会定例会を閉会するに当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

△閉 会

○議長（松井孝恵）

お諮りします。

本定例会は、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて令和7年第1回上富田町議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後3時32分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 松井 孝恵

議事録署名議員 吉本 和広

議事録署名議員 谷端 清